

トラップ調査を実施する精米工場の公募に関するQ & A

問1 今回の公募で採択された場合、どのような支援が受けられるのですか。

(答) 採択された精米工場は、国が別途入札により選定する民間事業者等によるカツオブシムシ類の未発生を確認するためのトラップ調査（フェロモントラップの設置、誘因剤の交換及びカツオブシムシ類の発生確認業務）に係る支援が受けられます。

問2 今回の公募で採択され、トラップ調査を実施すれば、精米工場の指定が受けられるのですか。

(答) 精米工場の指定には、トラップ調査の他、植物防疫所による調査と中国政府検査官による確認が必要となります。

問3 国の支援期間が終了した後は、どのような対応をすればいいですか。

(答) 支援期間内に指定を受けられなかった場合は、支援期間終了後においても、指定が受けられるまでの間は、精米工場の自己負担によりトラップ調査の継続に努めていただくこととなります。

問4 精米工場の指定を受けるためには、トラップ調査継続の費用のほかにどのような費用が必要ですか。

(答) 精米工場の指定を受けるためには、トラップ調査の結果を踏まえた、中国政府検査官による現地確認が必要です。当該検査官の招へい費用については、精米工場に負担いただくこととなります。